

前に自由社会のモデルをあてはめることになったものと思われる。また、著者の見解によれば、イデオロギー闘争ないし階級闘争の意味をどのように説明するかという疑問が生じてくる。かりにケララの諸問題をイデオロギー闘争とみなしとしても、本源の窮乏をめぐる解決策の有効性如何の問題——その優劣の問題であることは著者も認めざるをえないと思われる。さらに、ネルー流のなまぬい計画開発で、全ヨーロッパに匹敵する広大な領土と4億をはるかに越える人々とを所有するインドの近代化が、はたして、できるかという疑問もあるが、これは本書の当面の問題ではない(注4)。

要するに、ウィーナーの欠点は、団体概念の構成にあったのみならず、自己の政治的「価値」——自由社会のモデル——そのものをインドについて疑ってみたいところにあるといえよう。著者の機能分析はきわめてユニークであるが、その有効性が問題にされるのは、分析視点がインドの実情に対しあまりにもアメリカ的なオプティミズムに陥っているところにある。

最後に、アーモンド理論についていえば、その理論モデルでは巨視的変動過程を把握できないという批判が、たとえば、ラストウ(D. A. Rustow)などから出されている。ラストウによれば、アーモンド理論は変動社会の横断面のみをとらえて、ダイナミックな概念——政治発展、近代化——を欠いているという(注5)。こうした批判に答えるべく、アーモンドは自己の理論モデルを長期的な変動過程の分析にたえうるものに努めている(注6)。この点で、ウィーナーは利益接合、利益集合の機能概念を歴史的に、かつ広範囲にわたって、しかも、経験主義的・実証的に使用しているので、本書のアーモンド理論への寄与は少なくないものがあると思われる。

(注3) *World Politics*, Vol. XVI, No. 1, Oct. 1963.

(注4) 経済問題についての著者の見解は、“Economic Development and Political Stability in India”, *Political Change in South Asia*, pp. 256~267 参照。

(注5) Ward & Rustow, *Political Modernization in Japan and Turkey*, p. 10.

(注6) *World Politics*, Vol. XVII, No. 2, Jan. 1965.

付記 インドの利益集団の概要については著者の“Interest Group in Indian Politics”, B. N. Varma ed., *Contemporary India*, 1964が便利である。

(中央大学大学院博士課程 森 利一)

G・コトフスキー著

## 『インドの土地改革』

Grigory Kotovsky, *Agrarian Reforms in India*, New Delhi, People's Pub. House, 1964, xiv+182p.

一昨年の夏、インドの食糧問題が深刻化して政治問題にまで発展したとき、ロンドン『エコノミスト』誌のカルカッタ通信員は食糧危機の暗い現実を伝えて次のように述べている。「インドの苦境によって、5カ年計画における農業軽視というよく知られてはいるがまちがった非難が復活するのは当然のことである。農業における困難は実際は資金不足ではなく、独立後の改革でも大きくは変革されていない封建的土地関係なのである。10%の大農がなお全所有地の50%を所有し、上層の1%が25%を所有している。国民会議派指導層は“土地を直接耕作者に”与えるという選挙公約が果たされないままであることを知ってはいるが、その善意は州議会の強力な院外団によって失敗に帰しているのである。したがって農民に対する肥料、灌漑あるいは信用の供与のためにとられる措置はすべて少数の富裕者に占められ、大多数の農民は従来と変わりなく貧しい暮らしのままに放置されていることは驚くにあたらない。」(注1)

すこし長い引用ではあるが、この指摘は第3次5カ年計画も期末にちかい現在のインド経済の危機的状況の根源についており、「封建的」土地関係という規定の是非を別とすれば基本的にはインド農業問題の所在を適切に表現するものである。周知のように、インド政府は独立後とくに1950年代にはいつてから、州政府の権限のもとに一連の土地改革の実施に着手した。この土地改革による農業構造の変革措置は、政治的独立をかちえたあとのインドが、経済的自立を実現するための不可欠の条件として重要な意味をもつことはここで繰り返すまでもないが、その後すでに15年の改革をへた今日、その意味がたんに政策上の意味としてよりもむしろ具体的に過去の経験なり実績に照らして全経済過程のなかで問われているのである。

本書もその意味をマルクス主義的アプローチによって問うものの一つである。もとのロシア語版は1959年にソビエト科学アカデミー・東洋学研究所(現在のアジア諸国民研究所)から *Аграрные Реформы в Индии* と題して刊行されているが、その後1961年初頭に著者がイ

ンドを訪れて得た土地改革の進展を、原著に加えて改訂し英語版としたものである。内容構成を示すと、「序」では農業問題解決についてのレーニンのいわゆる「二つの道」に則して問題提起を行ない、第1章「土地改革前夜のインド農村」では土地改革実施以前のインド農村経済の構造的特質を概観して、独立後の土地改革政策の生まれた基盤を明らかにする。本書の中心部分をなす第2章「土地保有制度の改革」および第3章「土地耕作制度の改革」では、土地改革のおもな内容、すなわち中間介在者の排除、土地保有高の制限、土地喜捨運動、小作制度の規制、耕地の交換分合について立法化と実施の過程を包括的に検討してインド政府および国民会議派の土地改革ないし農業政策の階級的性格を追究し、第4章「結論」では土地改革の社会経済的影響、とくに農村における生産関係と階級構造の変化を分析し、現存の農業問題の本質を解明している。

本書での論述のすべてをここに再現することはもちろんできないので、著者の主要問題関心にそって内容を紹介しよう。

(注1) *The Economist* (London), Aug. 8, 1964, p. 540.

## I

独立後の土地改革の実施以前のインド農業に支配的であった構造的特質について、著者は1940年代から1950年ごろまでの藩王国をも含むインドを対象とし(分離独立後はパキスタンを除く)土地所有関係と農民搾取の形態、農民層分解と商業的農業および資本主義的農業の発展、農村の階級矛盾の激化と農民運動の高揚について述べている。

英領インドの土地制度はイギリスの植民地支配の動脈をなす地租徴収機構として導入されたもので、ザミンダリー(zamindari)、ライヤトワリー(ryotwari)、マハールワリー(mahalwari)の主要形態に大別される。これらの土地制度は農民のどの階層に土地所有権(地租納入義務が付されている)が与えられたかによって法的には異なり、1947~48年にはそれぞれ英領インド9州の全私有地の57%、38%、5%を占めていた。しかし著者は土地所有の法的形態のいかんにかかわらず土地集中と地主制度がインド全般に進行し、しかも所有関係が重層化していたことを強調している。法的には小農的土地制度とされるライヤトワリー地域にも地主的土地所有が発達したこと、ザミンダリー地域におけ

る小農的ザミンダールの存在を考慮すれば、英領インドの約60~70%が地主的土地所有下にあった。さらに、藩王国をも含めた全インドでは55~60%となる。

したがって独立前のインドに支配的であった土地所有関係は、地主の土地所有権を基礎として小作を搾取する半封建的土地所有である。地代(貨幣、現物、労働形態が並存)も剰余価値部分のすべて、ときには必要生産物の一部をも包含する封建地代で、ほかに封建的賦課(abwab)や強制労働(begar)の存在も指摘されている。

イギリスのインド支配とそれによって温存された半封建的農民搾取によって、一方の極に地主、金貸し、商人の手に土地が集中され、他方の極に膨大な零細貧農や農業労働者が創出され、農村への商品経済の浸透と相まって農業の資本主義的発展の基盤が、醸成されるのであるが、まさにイギリスの植民地支配と半封建的生産関係の存続によってもたらされた地主の土地独占、農村の相対的過剰人口、工業の低開発性の諸条件が農民層分解のインド的特殊性を結果し、農業における資本主義的発展を阻害していたのである。すなわち、地主上層富農の多くは半封建的土地所有関係の制約をうけ、一方農業労働者も「資本主義的プロレタリアート」になりきることができずに微細な面積の土地に縛りつけられていた。

農業における封建遺制は、いうまでもなく農業生産の増加と国内市場の拡大を導くものではなく、さらに農村における階級矛盾は激化して1940年代後半には反帝国主義、反封建主義の農民運動が高まりをみせる。このような農民運動の高揚と経済発展の客観的な必要性が、1947年に政権を握ったインド国民会議派に土地改革を実施させる動因となったというのが著者の考えである。

なお、著者の論述でいま一つ注目すべきことは、藩王国のインド連邦合併を土地改革の第1歩として重視していることである。独立直前のインド領土の45%、総人口の24%を占めていた601の藩王国のうち、555がインドの隣接諸州への吸収あるいは連邦構成の単一州として合併された。藩王国の政府所有地や支配者の領地はライヤトワリー地域、私有地のみがザミンダリー地域として土地改革の対象とされていることに注意を喚起している。

## II

土地改革のおもな内容は、(1)中間介在者(intermediaries)の廃止、(2)土地保有高の制限(ceiling on landholdings)、(3)小作制度の規制、(4)耕地の交換分合および細

分化の禁止である。ほかに土地保有高の制限措置と関連して、新たな展開をみせた農業生産の協同化も土地改革の一環とみなす見方もあるが、著者は分析の対象外におき、わずかに「結論」の部分で否定的評価を行なっているにすぎない。上に記した4項目の内容のほかに、本書では土地問題をガンディー主義的に解決しようとする土地喜捨 (Bhoodan, Gramdan) 運動にもふれている。

独立後の土地改革においてまず攻撃の矢面に立たされたのは、イギリス植民地主義の悪しき遺産とされる中間介在者(地主)制度であった。しかし著者は、改革法は中間介在者制度一般を排除することではなく、ザミンダラー型地主制度のみをしかも有償で廃止の対象としていること、したがって全耕地の57%を占めるラアイヤトワラー地域(地主的土地所有、およびザミンダラー地域でもザミンダラーの自耕地 (sir, khudkasht land) は中間介在者廃止法の適用をうけないことから、インドの土地改革はザミンダラー廃止法をも含めて「公式的、法的アプローチを特徴とし、地主階級を排除するのではなく、反対に温存することを目的としている」(p.47)と述べている。なお、著者がザミンダラー制度というのは中間介在者制度一般のことではなく、ザミンダラー型地主制度の総称である。

ザミンダラー廃止法実施の社会経済的影響については、「第2次5カ年計画末までに土地改革の第1段階であるザミンダラー廃止は完了された」(p.76)として、ほかの多くの研究者とほぼ同じ見解をとっている。すなわち、限定的ではあるが、(1)旧ザミンダラー地域では封建的・半封建的農民搾取はかなり抑制された、(2)旧ザミンダラーの経済的・政治的地位は相当低下した、(3)小作の条件については、土地占有権を得た上層小作は経済的条件的改善をみたが、大多数の下層小作、刈分け小作や農業労働者はなんの利益もうけていないのである。したがって、著者によれば、旧ザミンダラー地域における階級構造の変化として封建的地主一般の地位は弱化した、中小の在村ザミンダラーと上層富農の利益が一致し、農村の政治経済の生活により大きな役割をもつようになった。一方土地の直接耕作者である大部分の農民は変化をうけず、両者の階級矛盾が悪化している。さらに、ザミンダラー廃止自体は直接に経済発展に結びつくものではないので、土地改革の第2段階である土地保有高の制限が必要となるのである。

土地保有高の制限措置は土地改革の最も重要な側面である。それがいかなる内容で実施されるかは、ザミン

ダラー廃止によっては実現されなかった「土地を直接耕作者に」(land to the tillers of the soil) 与えることをうたっている土地改革の成否を左右するものであるといえよう。それだけにこの措置が策定される過程では、インドの各階層や政党のみでなく政府および国民会議派内部でも多くの議論と対立をよびおこした。著者は1953年のアグラの国民会議派全国委員会で土地保有高の制限が基本原則として採択されてから、より具体的な改革措置として第2次5カ年計画、さらに1959年の国民会議派ナグプル大会の決議に打ち出されるまでの曲折をあとづけ、反対派の理由として土地保有制限はザミンダラーのみでなく全地主階級、さらにすべての大土地所有者(上層富農をも含む)に影響を及ぼすことをあげている。しかし事実は反対派がおそれた内容で実施されたのではない。土地保有高の制限には将来取得する土地の制限と現有地の制限とがあるが、著者は前者はなんらの制限措置とはなりえないとしてもつばら後者の問題を検討している。保有制限の基本原則は「年間1200ルピーの純所得を生む面積を家族的保有規模としてその3倍」という中央政府の勧告があるだけである。この勧告について著者は一般農民からすれば決して低い水準ではなく、しかも各州政府が自由に土地保有制限を設定することを許すものであると述べている。実際に土地保有の最高限度が各州によって大きな格差があるのは、それぞれの地域の土壌、気候のちがいのみで説明さるべきではなく、各州における大土地所有の平均規模や政治的圧力によるものであることを指摘している。さらに制限の基礎とされる平均家族数は5人とされているが、それ以上の家族数には追加面積が認められている。多くの州で大土地所有者の家族は平均規模よりも大きく、たとえば著者の推計によればオリッサ州で100エーカー、ウッタル・プラデシ州で133エーカー、マドラス州で240エーカー、マイソール州で432エーカーを合法的に所有できることになる。したがって土地保有制限法が法律どおり実施されたとしても、再配分しうる余剰地がどれだけ生じるかは悲観的となる。加うるに、その実施過程においては法律を回避するために親類縁者への土地の分割登記が大規模におこっていることは、著者の指摘をまつまでもない事実である。土地保有制限の水準が高いこと、基礎とされるのが家族全体の土地所有についてでなく個人的所有地を対象とすること、法律回避を禁止できていないことがおもな欠陥としてあげられている。

土地保有制限法は逆に地主が小作地を取り戻すことを

法的に認めたことになり、「自作」を理由とする自耕地拡大とともに、土地改革が小作に対して逆に作用して独立後の農業不安の原因となっている。この問題については小作立法の項でより詳細に論及されている。かくて著者は土地保有高の制限措置については実施の初期的段階を検討した結果、「地主階級の土地集中を排除することによって耕作者に土地を移転するという主要な問題解決はなされまいだろう」(p. 119)と断定している。プランテーション、砂糖工場所有の甘蔗農場、果樹園や酪農地、機械化農場などは制限措置から除外されていることも考えあわせて、その真の目的は土地の徹底的な再配分を行なうことではなく地主や富農を徐々に資本主義的土地所有者に転化させることであると述べている。

ザミーンダリー廃止や土地保有高の制限措置は、もちろん地主制度、すなわち裏返していえば小作制度の存在を否定するものではない。逆に土地改革の実施によって、小作は小作地からの追出しという新たな脅威に直面しているのであり、歴史的にも古くから存在する小作立法の存在理由が新しい展開をみるのである。小作立法のおもな内容は、(1)小作に土地所有権を与えること、(2)小作権の保護、(3)小作料の規制である。小作は法律によって小作地の一部または全部を購入する権利を認められてはいるが、その購入価格は州によって小作料、地租査定額、市価に基づいて算定されるのであるが、(たとえばボンベイでは地租査定額の200倍)価格があまりにも高すぎて一部の上層小作しかその能力をもたない。小作権保護によって、たしかに占有権小作(occupancy tenant)の範囲は拡大されたが、多くの随意小作(tenant-at-will)の下級小作は法的になんの保護もうけていない。占有権を得た小作でもそれが世襲的・永久的占有権でない場合が多いのである。したがって「小作立法は農民のかなり大きな部分には占有権を与えもしなければ小作追出しの脅威から保護もしていない」(p. 131)ことになる。小作料については作物価額の20~25%という勧告に基づいて多くの州で法定小作料が決められてはいるが、法定水準では実施されていないことは各種の実態調査で明らかにされている。著者はこの小作立法についても地主が資本主義的企業家に転化する過程を助成するものであると主張している。

ザミーンダリー廃止、土地保有高の制限、小作立法、土地の交換分合の具体的内容について土地改革の全過程を検討して、著者はその公言する目的がいかなるものであろうとも真の階級性格は大多数の農民を犠牲にして

地主および上層富農を資本主義的企業家に転化させる地主・ブルジョアの性格であると結論づけている。したがって土地改革の実施によって、「封建的要素はかなり抑制され、土地所有すなわち農業生産の分野ではもはや支配的ではない」(p. 155)。しかしながら土地改革の実施上の欠陥のゆえに農業における前資本主義的關係は完全には除去されておらず、農業問題の根幹をなす土地問題もいぜんとして未解決のまま高度の土地集中が存続しているのである。

インド農業の現段階については、「経営面積の分布から考えればインド農業において資本主義的部門は支配的ではないとしても、領導的部門となっている。今日、農業生産においては資本主義的部門も封建的部門も支配的でない。経営面積および労働力について支配的位置を占めるのは小商品農民経済である」(p. 158)としているが、低水準の資本構成ながらも農業における資本主義の発展を重視している。それは一方に膨大な数の貧農が存在するなかで地主および富農、とくに後者の上昇拡大によって進行しているのである。土地改革によっても半封建的生産関係を完全に除去できなかったこと、土地問題を解決できなかったこと、資本主義的農業の発展による農村経済の矛盾の激化は階級矛盾と闘争をさらに発展させる基盤をなしているというのが著者の結論である。

### III

序文でも述べているように、著者の問題関心は農業問題解決についてのレーニンの「二つの道」を理論的枠組としてインドの土地改革を分析して現存農業問題の本質を明らかにし、解決方向としていかなる道を歩んでいるかを追究することであった。したがって本書では土地改革の内包する基本的な問題はすべて論及されており、また中央政府および国民会議派の政策や州政府の立法措置にのみ依拠するのではなく、実施の過程をも含めた州レベルでの土地改革の実態に重点をおいた資料分析は十分評価してよい。ただ、1959年刊行の原著が主体をなしているために、とくに1950年代末以降に発表された重要な関係資料、たとえば各地域の土地改革の結果を実態調査した計画委員会の報告書(著者が利用しているもののほかに R. R. Misra, *Effects of Land Reforms in Saurashtra*, Bombay, 1961; S. K. Basu, *Land Reforms in West Bengal*, Calcutta, 1963; Baljit Singh and Shridhar Misra, *A Study of Land Reforms in Uttar Pradesh*, Calcutta, 1964; Dool Singh, *A Study of Land Re-*

*forms in Rajasthan*, Pilani, 1964)がすでに刊行済みである。若干州の農業経営調査 (Farm Management Survey, 1953/54~1956/57), 第2次農業労働調査 (Second Agricultural Labour Enquiry, 1957), 農村信用調査 (Rural Credit Survey), 全国標本調査 (National Sample Survey, 16th round, 1960/61), 1961年センサスなど土地改革の社会経済的影響の全インド的分析には欠かせない資料が利用できていないのは残念であるが、土地改革についての著者の評価は現在もなお有効であるといえよう。

インド農業の現段階は小農的土地所有が支配的であるが、究極的には地主および富農が資本主義的企業に転化して農業において資本主義が発展するという、著者のいま一つの結論は、農業問題解決について、レーニンのいう「プロシア型」にちかいものである。しかしこの結論には十分な裏づけがなされていない。わずかに「結論」の数ページをさいて、1953~54年ごろの全国標本調査などのデータが用いられているだけでは説得的でない。この問題は土地改革の検討のみでなく、全経済過程のなかでの農業経済の動態を把握すること、すなわちインド経済の資本主義的發展の特殊性をふまえて考察することが必要であるが、それは著者が本書でとっている分析方法の域をこえるものであり、将来刊行予定の *The Agrarian Question in Contemporary India* を待つべきかもしれない。なお、著者と同じくマルクス主義の立場からのインド農業問題研究は、いまだ初期の段階にあるが、代表的な著作として、Bhowani Sen, *Evolution of Agrarian Relations in India* (New Delhi 1962); 古賀正則, 「農業における資本主義的發展の可能性」(大阪市立大学経済研究所編, 『アジアにおける国家資本主義の研究 I』, 東京, 1964); V. B. Singh, *Agrarian Relations in India* (Ignacy Sachs ed., *Agriculture, Land Reforms and Economic Development*, Warsaw, 1964) があげられよう。最後のものはインド農業における資本主義的關係の分析について基本的な問題を指摘したものである。B. Sen は「二つの道」の妥協的な道をインドの政策担当者は志向しているが、結果的には「プロシア型」に傾斜しているとして著者とほぼ同じ結論に達している。しかし古賀正則はインド農業の現段階については前二者と見解を同じくするが、インドのおかれた歴史的條件のゆえに農業問題の解決を「二つの道」のいずれかで貫徹しうるかという疑問を呈し、農業における資本主義的發展の可能性に否定的回答を与えている。

(図書資料部参考課 浜口恒夫)

N・カリム著

## 『インドとパキスタンの 変わりつつある社会』

Nazmul Karim, *Changing Society in India and Pakistan*, Oxford University Press, Pakistan, 1956.

この短い書物は、ナズムル・カリム氏が修士の学位を得るための義務の一部として1953年にコロンビア大学に提出した論文である。カリム氏自身の言葉によれば、その目的は「イギリスの支配がインドおよびパキスタン、とくに東パキスタンの社会変容および社会成層に与えた衝撃を研究すること」(p. iii)である。それは東パキスタンにおける社会構造分析の最初の試みである。したがってそれは本書(訳注——この書評の掲載された Pierre Bessaignet ed., *Social Research in East Pakistan*, Asiatic Society of Pakistan, Pakistan, 1960)にとって最も関係の深い労作である。

しかしながら、同書はけっして主題に関する実態調査の成果ではない。それは従来の労作をもとにして描かれた簡単なスケッチである。単純化のために、第1次的ソースはとりはずされている。それは既存の諸理論の合成物ともいべきものである。インド亜大陸の社会学は揺籃期にあり、インド・パキスタンの回教社会に関する社会学はまだこれからである。この点を念頭においてカリム氏は諸問題の解明に努めている。かれは、かれの意見ではインドおよび東パキスタンの社会構造に関する将来の研究上のアプローチの手引きとなるべき諸原理を鋭くまた簡潔に述べている。

著者の提案する分析は、「東洋的社会」や亜大陸文明の水力的起源 (hydraulic origin) という仮説から出発している。事実、それはそのインスピレーションの大きな部分をマックス・ウェーバーやウィットフォーゲルから得ている。それは、前文(訳注——さきに触れた *Social Research in East Pakistan* に掲載されたウィットフォーゲルの *Oriental Despotism, a Comparative Study in Total Power* に関する Bessaignet の別の書評のこと)で評者が論じた命題を説明している(註1)。それがどの程度までこの命題の有効性をテストするものであるかはまだ明らかでない。しかし、このことからカリム氏の見解がそっくりウィットフォーゲルのそれと合致するも